大学教務実践研究会（2026）
教務系事務部門中堅者向け講習会　分科会１ａ

教務を取り巻く法令・制度の最新動向

－自大学の状況を点検し改善する－

WEB掲載サンプル版

２０２６年１０月

東京都公立大学法人／
一般社団法人公立大学協会
宮林　常崇
miyabayashi-tsunetaka@jmj.tmu.ac.jp

この分科会で扱う内容は、所属機関の見解ではなく個人の見解です

© 2026 Miyabayashi Tsunetaka

担当者紹介　宮林 常崇　　みやばやし　つねたか

◇　東京都公立大学法人 開設準備担当部長（兼務）東京都立大学 学務・国際担当部長

◇　一般社団法人公立大学協会事務局参与

◆　これまでの担当部門

・東京都立大学（旧　首都大学東京）

計画・評価、教育支援、文科省出向、共通教育、全学教務、国際化推進、副専攻、部局・キャンパス管理事務、安全管理、研究推進、広報、ＩＲ、設置認可、校名変更、全学企画・調整

・東京都立産業技術大学院大学

◆　主な学外委員等

・愛媛大学

教育企画室プロジェクトフェロー

・名古屋大学

質保証を担う中核教職員能力開発拠点　評価委員

高等教育研究センター　教務系SD研究会

・文部科学省

大学におけるハラスメント防止等の推進に向けた普及啓発に関する調査研究（R6）有識者会議委員

◆　主な編著書

・大学ＳＤ講座１・２・３・５（玉川大学出版部）

・大学の教務Q&A第２版（玉川大学出版部）

・公立大学職員基礎知識ガイドブック（公立大学協会）

© 2026 Miyabayashi Tsunetaka

分科会１ａ　の目的・構成

昨年２月の「知の総和」答申以降、新たな認証評価制度をはじめ教務を取り巻く数多くの法令・制度の見直しが議論され、いくつかはすでに改正しています。この分科会では、①法令・制度の現在地を確認、②自大学の対応状況を点検、③今後対応すべきことを学内で検討するきっかけとします。また、学年暦・メディア活用・単位認定の最近の実践例について「説明できるのか」視点で、それらの根拠の現在地を確認します。

１　法令・制度の現在地を確認

　　「最低基準」の変化を再認識

２　自大学の対応状況を点検

　　「法令違反ではないが是正を要する事項」の行方

３　根拠を「説明責任」視点で捉えなおす

　　学年暦・メディア活用・単位認定の実践例を俯瞰

４　今後対応すべきことを学内で検討するきっかけ

　　「作戦会議」に向けたヒント

５　対面参加者のみ

・新たな認証評価制度検討の最新動向

・参加者間意見交換＆質疑応答

© 2026 Miyabayashi Tsunetaka

１．法令・制度の現在地を確認

© 2026 Miyabayashi Tsunetaka

導入　大学の裁量と質保証の議論

受験に数学を必須としないデータサイエンス学部を設置することになりました。
数学が苦手な学生のために「基礎数学Ⅰ」を開講しますが、授業内で中学生レベルの数学を教えてもいいでしょうか？

© 2026 Miyabayashi Tsunetaka

１－１．大学設置基準の示す「最低基準」

学校教育法

第三条　学校を設置しようとする者は・・・設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第一章　総則（第一条―第二条の二）
第二章　教育研究上の基本組織（第三条―第六条）
第三章　教育研究実施組織等（第七条―第十一条）
第四章　教員の資格（第十二条―第十七条）
第五章　収容定員（第十八条）
第六章　教育課程（第十九条―第二十六条）
第七章　卒業の要件等（第二十七条―第三十三条）
第八章　校地、校舎等の施設及び設備等（第三十四条―第三十七条）
第九章　学部等連係課程実施基本組織に関する特例
第十章　専門職学科に関する特例（第四十二条）
第十一章　共同教育課程に関する特例（第四十三条）
第十二章　工学に関する学部の教育課程等に関する特例
第十三章　国際連携学科に関する特例（第五十条―第五十六条）
第十四章　教育課程等に関する事項の改善に係る先導的取組
第十五章　雑則（第五十八条―第六十一条）
附則

第一条　大学は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
２　この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。
３　大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、**学校教育法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果**を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

第十九条　大学は、**学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針**に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

© 2026 Miyabayashi Tsunetaka

この先は　研修会参加者のみ

© 2026 Miyabayashi Tsunetaka

２．自大学の対応状況を点検

© 2026 Miyabayashi Tsunetaka

2－1．新たな認証評価制度

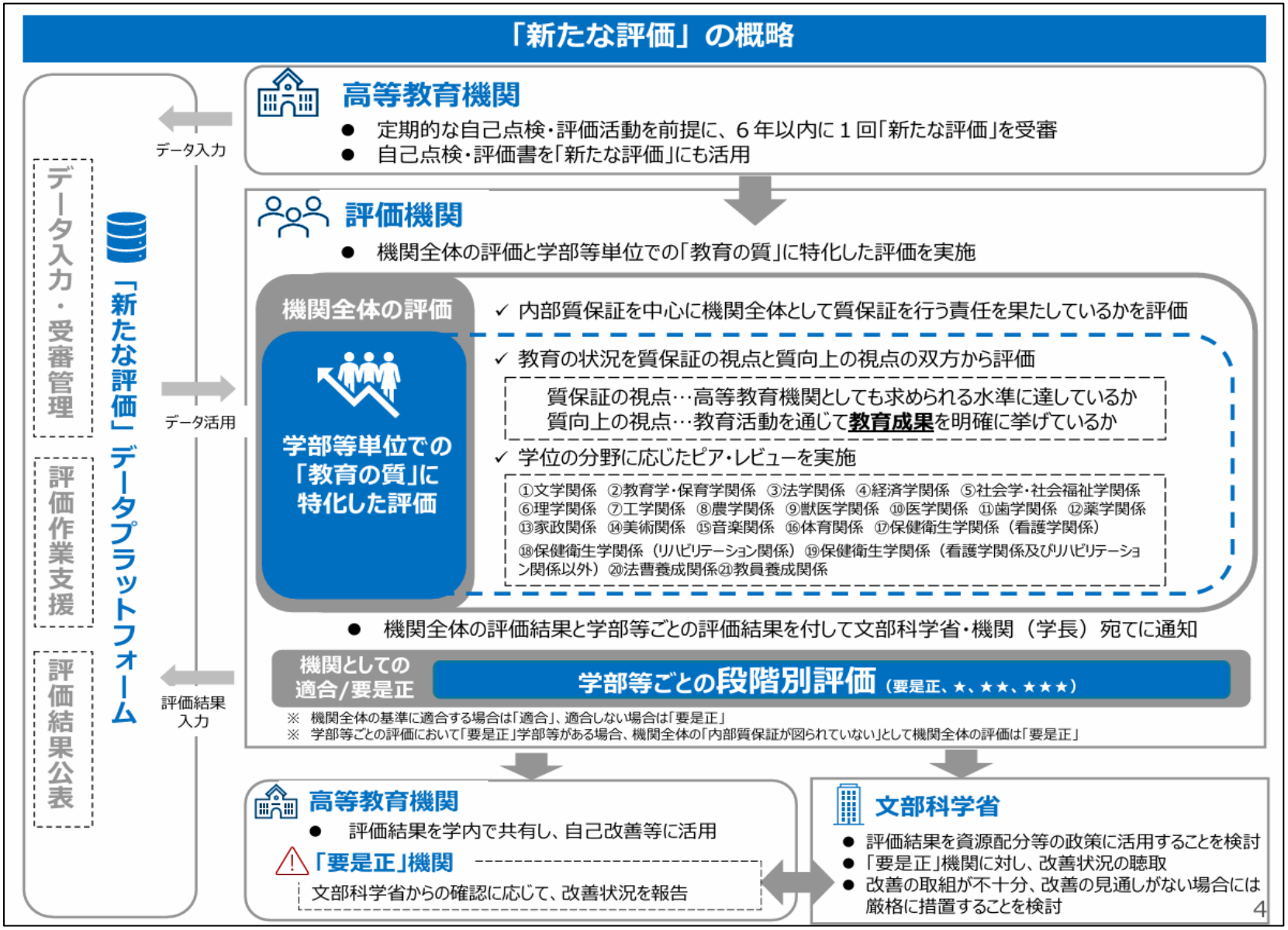

（出典）中央教育審議会大学分科会教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ議論のまとめ
https://www.mext.go.jp/content/20260629-mxt_koutou01-000050592_5.pdf

この先は　研修会参加者のみ

© 2026 Miyabayashi Tsunetaka

３．根拠を「説明責任」視点で捉えなおす

© 2026 Miyabayashi Tsunetaka

検討事例①

学長から学年暦の見直しについて相談がありました。
「②の考え方は他大学で導入されているようでAIも問題ないようなことを言っているが、あれは例えば認証評価で指摘されないのだろうか？説明責任の視点でリスクを整理してほしい。」

≪検討課題≫
①本学の現在の学年暦
　　対面授業100分を14週

②学長が検討している新たな学年暦
　　対面授業90分を13週
　　オンデマンド授業90分を　２回

© 2026 Miyabayashi Tsunetaka

この先は　研修会参加者のみ

© 2026 Miyabayashi Tsunetaka

教務系SDの全体像

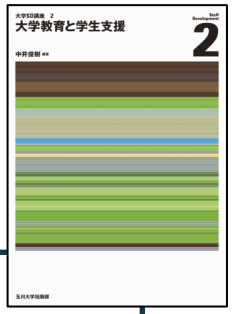

【講習会で学ぶ】

【テキストで学ぶ】

◆基本を網羅的に
「教務系初任者向け講習会」
（毎年６～７月）

◆基本を網羅的に
大学SD講座２　大学教育と学生支援
第２章　カリキュラム
第３章　履修指導
第４章　単位認定
第５章　学籍管理と卒業認定　など

◆大学の裁量を理解する
組織を動かすコツを学ぶ
「教務系中堅職員向け講習会」
（毎年９～10月）

◆日々の業務に
大学の教務Q&A　第２版
大学設置基準改正や学生の多様化
などを踏まえた全面改訂

◆最新政策・制度動向を理解する
「課題検討フォーラム」
（毎年12月）

今年は
12/12

© 2026 Miyabayashi Tsunetaka